

前もってハローワークにご相談を ～事前の届け出が必要な場合があります～

以下の場合、離職日の1か月前までに届け出が必要です。

解雇等による離職者が障がい者の場合

障害者解雇届

障害者の解雇が1人でも発生する場合。

1か月に5人以上を解雇等により離職させる場合

企業整備の状況

必要な内容が確認できれば、任意様式や口頭の申し出でも構いません。

多数離職届

45歳以上70歳未満の解雇等による離職者が5人以上となる場合。

1か月に30人以上の離職が発生する場合

再就職援助計画または大量離職届

事業規模の縮小・事業転換等による事業主都合の離職である場合は、再就職援助計画での提出が必要です。

その他守るべきルールや必要な手続き等については、厚生労働省ホームページでもご確認いただけます。

【労働契約の終了に関するルール】

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouseisaku/chushoukigyou/keiyakushuryo_rule.html

【従業員が離職する際に必要な措置】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page06.html

